

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について

厚生労働省からの通知に基づき、有効期限に至った国民健康保険被保険者証等について、今後は当組合への返却は不要としますので、ご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

<対 象>

- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- ・ 国民健康保険特定疾病療養受療証
- ・ 国民健康保険限度額適用認定証
- ・ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

<注意事項>

- ・ 国民健康保険証等の自己破棄を行う場合には、誤使用を防ぐため、個人情報に留意の上、ご自身で裁断する等、確実に破棄してください。
- ・ 有効期限を経過したときは、その証を使用することはできません。
- ・ 有効期限を経過した国民健康保険被保険者証等を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付の返還を求める場合があります。